ニ　法第八十条第二項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継	（新設）
ホ　法第八十一条第一項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転	（新設）
ヘ　中小企業退職金共済法第十七条第一項の規定による基金への解約手当金に相当する額の引渡し	（新設）
ト　中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による基金からの資産の移換	（新設）
チ　中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による基金への解約手当金に相当する額の移換	（新設）
二　実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額すること（リスク分担型企業年金開始変更、リスク分担型企業年金終了変更又はリスク分担型企業年金基金合併等変更を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む。次号において同じ。）がやむを得ないこと。	（新設）
三　（略）	二　（略）
四　第五条第四号から第六号までに掲げる理由	（新設）
（届出の必要のない基金の規約の軽微な変更）	（届出の必要のない基金の規約の軽微な変更）
第十八条　法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第十八条**　法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　令第五条第一号及び第二号（加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項を除く。）に掲げる事項	二　令第五条第一号及び第二号に掲げる事項
三　（略）	三　（略）
（調整率）	（調整率）
第二十五条の二　調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について、次のとおり定められるものとする。	**第二十五条の二**　調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について、次のとおり定められるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　毎事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。	二　毎事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。
イ　積立金の額に第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額（以下この条において「給付財源」という。）が調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額（以下この条において「調整前給付現価相当額」という。）に財政悪化リスク相当額（第四十三条第一項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この条において同じ。）を加えた額を上回る場合　給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額となること。	イ　積立金の額に第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額（以下この条において「給付財源」という。）が調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額（第四十三条第一項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この号において同じ。）を加えた額を上回る場合　給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額となること。
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
三　（略）	三　（略）
2　リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であって当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合（調整前給付現価相当額に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。）、調整率又は超過比率（調整前給付現価相当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の二分の一の額とを合算した額を控除した額の比率をいう。以下同じ。）が減少すると見込まれるときには、前項の規定にかかわらず、積立割合、調整率又は超過比率が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。	2　リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であって当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合（調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。）が減少すると見込まれるときには、前項の規定にかかわらず、積立割合が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。